

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成18年6月23日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

大河原ファッションモール

柴田郡大河原町広表土地区画整理事業地45街区4

### 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

株式会社しまむら 代表取締役 野中 正人

埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号

### 3 市町村の意見

- (1) 駐車需要の充足等交通について、交通混雑が予測される土曜・日曜・祝日等には、駐車場入口及び周辺道路に交通整理員を配置するなどして、路上駐車を防ぎ、歩行者・自転車の安全確保、車両の円滑な通行の確保に努められたい。

特に、町道広表2号線上の出入口4が交差点に近いので、町道バイパス測線よりの右左折車両並びに歩行者・自転車の通行に対する、十分な安全対策を講じられたい。

- (2) 騒音について、付近は住宅地なので、「駐車中はエンジン停止」を促す表示をするなど適切な騒音対策を講ずること。特に夜間においてはより一層対策に努められたい。

- (3) 廃棄物の管理について、ごみの減量化とリサイクルの促進に努められるとともに、定期的に周辺の清掃活動を実施し、環境保全に努められたい。

- (4) 営業時間中はもとより営業時間外においても、青少年の非行防止対策に十分な配慮を行い犯罪・事故防止に努められたい。また、駐車場については、利用時間外は出入口を閉鎖するなどの対策を講じられたい。

- (5) 町並びに町内会の行事（一斉清掃、イベント）等には、積極的に協力されたい。

- (6) 夜間の交通安全及び防犯対策として、出入口付近に照明設備を設置されたい。

また、従業員駐車場付近にも、防犯上、照明設備を設置されたい。

### 4 地域住民等の意見の概要

なし

### 5 縦覧場所

宮城県産業経済部食産業・商業振興課、宮城県県政情報センター、大河原地方県政情報コーナー及び大河原町役場

### 6 縦覧期間

平成18年6月23日から平成18年7月24日まで（ただし、閉庁日を除く。）